

Title	〔行政法九〕地方議會議員除名議決の取消 (昭和三三年九月三〇日福岡地裁判決)
Sub Title	
Author	金子, 芳雄(Kaneko, Yoshio)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1960
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.33, No.3 (1960. 3) ,p.85- 91
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19600315-0085">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19600315-0085</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 判例研究

## 〔行政法 九〕 地方議會議員除名議決の取消

（昭和三十三年九月二〇日福岡地裁判決  
昭和三十三年（行）第一〇號市議會議員除名請求事件）  
行政事件裁判例集第九卷第九號二〇一頁

【判示事項】 一、地方議會議員懲罰事由の範圍および同一事實に對し二重懲罰を科することの能否

二、市議會議員除名の議決が違法として取り消された事例

【參照條文】 地方自治法一二九―一三五條

【事實】 原告XはO市議會議員であり、被告Yは同市議會である。而して、YはXにたいし懲罰として、同人の除名を議決した。これにたいし、Xは、この議決を違法とし取消をもとめ訴におよんだ。この原告請求にいたる事實關係は、大要、つぎのごとくである。

①原告Xは昭和三〇年五月二日以来、被告市議會議員である。

②昭和三〇年一月三〇日の市議會において、議長たる原告の議事運営の失敗により、議場は混亂した。而して、同議會休憩中、Xは數名の議員にたいし、「ガラクタ議員ども、タバになつて来い」

云々という暴言を吐くにいたつた。この二事を理由とし、議長（原告）懲罰委員會が設けられ、原告に懲罰とし、陳謝の意を表明させることを決定した。同年二月一九日の本會議において、右の決定が同委員會より報告された。而して、その直後、當會議における議長は、採決前に原告より陳謝の意を表したき旨の申入あるも、これをみとめるべきや、と發言し、異議の表明がなかつたためXに陳謝文を朗讀せしめた。同議會は、これにより議長（原告）懲罰に關する件を打ち切り、Xが懲罰に相當するや否やの議決をおこなつていない。

③昭和三十一年中に市政調査特別委員會が同市議會内に設けられ、Xの行動が調査検討された。而して、翌三十一年一月一九日被告議會は、右委員會の報告にもとずき、議長（原告）不信任案を議決した。

④原告は、右議決に應ずることなく、その後も議長たる職にとどまつていた。また、原告は、同年一月二二日市廳舎内に、市議會議員が行政各部（市役所各部）に壓力を加えて行政事務に支障を來した例を聞知したので、今後そのような場合は議長宛申出られたい、旨のポスターを掲示した。さらに、原告が社長であるT新聞に議會肅正にかんする記事を掲載した。

⑤被告市議會は、原告が不信任議決に従わない等の理由により、同年三月九日、「權威ある市議會の議決を無視し否定するものである」との理由で、原告Xを出席停止五日間の懲罰にふした。

⑥被告市議會は、昭和三年六月八日開會の議會において、四項目の理由により、原告Xを除名する旨の議決をなした。右理由の要旨は左のごとくである。

(一)三〇年一月一九日の本會議において、Xは、陳謝文を朗讀し自ら懲罰に服したるにかかわらず、右本會議における手續上の遺漏を指摘し、懲罰をうけない旨公言している。これ、Xの陳謝は議會を隔著したものであり、議員の行動としてはなほ不謹慎、かつ、多數決の意見にしたがわざる非民主的言動である。

(二)三二年一月一九日、Xは議長と不信任の議決をうけた。しかるとき、議長地位を退くが當然なるに、かえつて、この議決を無効と公言し、何等反省するところがない。かくのごとく、大多數議

員の議長を不信任とする意思を無視することは、民主政治の常道を破壊し、政治道徳を無視するものである。

(三)Xは僭越にも口を開けば本市議會の肅正を叫ぶ。而して、Xが社長として責任あるT新聞紙上にも、しばしばこのことを掲載する。議會の肅正なる言辭は、市民をして議會に何等かの不正あるを思惟せしめる言辭であつて、かるがるしく使用すべき言辭でない。さらに、議長不信任案議決後、市役所内にポスターを掲示する等の行爲をおこない、會議議員を侮辱し、議會の權威を傷つけることはなほだしく、かつ、議長の權限を逸脱したる許しがたき行爲である。

(四)三二年三月九日の議會において、出席停止五日間の懲罰に處せられたにかかわらず、悔悟反省の色なく、かえつて、これを非難する態度にでている。これ議長とし、議員とし許しがたい言行といわねばならない。

かかる事實にたいする原告主張は左のごとくである。

原告X除名議決は、原告を支持する二會派の所屬議員全員不出席の議會において、突然、緊急動議として提出され、議決されたものである。その理由（前掲：筆者註）各(一)乃至(四)は、いずれも地方自治法及び被告市議會議規則に規定された懲罰事由に該當しない。すなわち、

理由(一)の點。懲罰の議決はなされてないし、「懲罰を受けたこ

となき旨公言云々」は、何時如何なる機會に右のごとき言動をなしたか、これを明かにしていない。要するに、理由(一)については、懲罰理由が存在しない。

理由(二)の點。議長不信任議決につき、地方自治法は何等規定を設けていない。したがつて、右議決は議長の地位に何等法的効果をおよぼすものでない。この故に、法律上の効力のない議決というも、また、議長の地位をしりぞかなくても、地方自治法又は市議會會議規則に違反していない。さらに、不信任議決の内容をなす市政調査特別委員會の調査は、市の執行機關の行爲の適否につきなざるべきもので、原告が右調査の對象となつたとしても、それは、議長・議員の資格においてでなく、個人の資格による。而して、右調査にたいする異見は、原告が個人としてゆうするものであり、右調査の結果は議長たる地位に影響をおよぼすものでない。また、不信任議決を理由とする除名議決は、會期不繼續の原則に反する。

理由(三)の點。原告はT新聞の社長であるが、その編集兼發行人とし、記事につき一切の責任をおう者は、訴外Mである。したがつて、同紙の記事すなわち原告の發言と解するは誤である。さらに、もし被告市議會が同紙記事につき、「議會を侮辱し、議會の信用を失墜せしめた」と考ふるなら、宜しくその具體的内容、右記事と原告の言動との關係、原告に責任ありやの點等を考察すべきに、これをな

していない。

つきに、市役所内の掲示につきても、その趣旨は市政の明朗化であつて、理由にのべる主張はあたらない。なお、出席停止五日間の懲罰をかし乍ら、次の定例會において、同懲罰理由を理由の一とする除名處分に處するは、會期不繼續の原則に反し、何等の必要がないのに懲罰權を亂用するものである。

理由(四)の點。五日間の出席停止處分後、悔悟反省の色なく、自己の責任を履行しないと、同一の事實を理由に除名の懲罰を科するは、一事不再理の原則に反し違法といわざるをえない。

そもそも、議會における懲罰は、議會が現在における議會内の規律を維持するためのものであつて、議會外の言動や過去のそれは懲罰の對象たりえない。しかるに、本件懲罰は原告の過去における議會外の言動をとらえて懲罰の事由としたもので違法である。

また、かりに議員の議會外の行爲が懲罰理由たりうる場合ありとしても、それは、その行爲が正當の事由を全く排除し、しかも議會の存立活動と場所的、時間的に接續する等密接不可分の關係にたち、議會の圓滑な運営が妨げられ、あるいは、妨げられる現在且つ重大な危険が存する等極めて例外的場合にかぎられる。この點よりみて、本件懲罰は違法である。

かりに、本件懲罰理由の一部に懲罰該當の事實ありとしても、理

由とし掲げられる事項の大部分が、地方自治法・被告市議會議會議規則に違反せず、かつ、被告市議會議の現在における規律維持のため、原告を議會から排除しなければならないほどの事情は存在しない。しかるとき、本件懲罰は、懲罰の種類を選択において著しく客觀的妥當性を缺き、はなはだしく不合理である。

これにたいする被告の答辯の主要なる部分は、左のごとくである。まず、議員懲罰の根本原理は、議會それ自體がゆうする紀律權にもとずき、地方自治の基本精神からこれに反する議員の言動にたいしてその責任を追求するところにある。したがつて、懲罰の對象となる議員の言動は、民主議會の威信保持とその運営に直接密接な關係あることさらにかんするかぎり、議會の會期中であると否とを問わず、又議場の内外を問わず、その責任が厳しく追求されることは當然である。この精神から地方自治法は、その第一二九條乃至第一三三條の各規定において、議會の秩序維持のため議員その他の言動を規制し、第一三四條において、本法ならびに會議規則および委員會にかんする條例に違反した議員にたいし、議決によつて懲罰を科することができる旨明言している。なお、右各規制條項は、その文言上會議中の議場、委員會場での言動のみに制限されるごとく解される。しかし乍ら、議員懲罰の根本をかながえるとき、議會の威信保持、議會および委員會運営と重要かつ密接な關係ある言動にたい

しても懲罰を科しうるものと解される。これ、議會における懲罰が、議會自體その秩序維持と權威保持のためにゆうしている固有の紀律權であるところからして當然である。

右の主張を基礎とし、懲罰理由(一)ないし(四)が正當適法なることを主張する(この點省略)。

【判旨】 本件解決にあたり、まず、地方公共團體の議員にたいする議會の懲罰の本質をつぎのごとく解する。すなわち、懲罰は、議會が議事運営の圓滑を目的として會期中、會議體としての議會内の秩序維持のため、その自律權にもとずき、議會内における議員の非行にたいし議員に科するものである。而して、例外的に議會外における議員の言動や會期外のそれにたいし、懲罰の科されることが全くないといえないにしても、これはあくまでも例外的現象である。その本則は、あくまでも議事運営の圓滑を目的とし、その會期中議會内の言動にたいして科されるものであり、そこからまた刑罰とは異なるけれども一種の制裁という意味において、同一事實にたいし重ねて懲罰を科しえないという一事不再理の原則がみちびかれる。本件につき、これを検討すると、前記懲罰理由(一)ないし(四)は、いずれもその基礎たる事實が本件懲罰の議決された會期中に發生したものでない。また、會期中議場あるいは委員會場でとくに論議の對象となつたこともない。さらに、工新聞等にかんする事項は、懲罰の對

象となる議事運営の圓滑を害する議員の言動と直接結びつかず、また、前述例外に該當するとも考えられない。

これ等を各懲罰理由ごとに検討する。理由(一)につき、議決以前に陳謝發言がなされ、懲罰議決のなされない以上、懲罰をうけたといえない。理由(二)につき、不信任議決は、道義的意味における政治責任はともかく、法的効果は發生しない。理由(三)につき、議會侮辱と直接關係なく、また、原告主張にも理由をみとめる。理由(四)につき、特別調査委員會報告中、前半は、原告の議席獲得以前であり、後半につき、原告が非難されるとしても、すでに、出席停止五日間の懲罰をうけている。要するに、一事不再理の原則をみとめる以上、これ等は本件懲罰と必然的に結びつきがたい。

また、被告は過去現在を通してみた、原告の議會無視、議員侮辱、議會の品位を汚す態度を問題とする。しかし、具體的事實はなれた態度のみにて懲罰を科しえない。

したがつて、本件懲罰(除名)議決は、違法とし取消をまぬがれない。

#### 【評釋】 判旨賛成

第一、被告適格の問題。本件被告が〇市議會たる點、當事者間に争なく、また裁判所もこの點にふれない。これ、抗告訴訟における

被告は處分行政廳であるが、議員懲罰にかんするかぎり、地方議會も處分行政廳に該當するという、從來の判例を支持しているためである。もち論、一般の意味における地方議會は、行政廳でない。

通常の場合、地方議會の議決は、外部にたいし地方公共團體の行爲として効力をもち、當該議決にもとずきて、執行機關が行政處分をなした場合、はじめて効力生ずる。しかし乍ら、議員懲罰議決は、執行機關による行政處分をまたず、議決のみにて効力生ずる點、通常の議決とその性質をことにし、行政處分と何等かわるところがない(最高裁第三小法廷・昭二六・四・二八判・民集五卷五號三三六頁。同趣旨判決、福岡地裁・昭二四・一二判・行裁月報二四號一三四頁、東高裁・昭二五・一二・二二判・行裁例集一卷一二號一七六三頁)。また、もし地方議會に被告適格をみとめないときは、懲罰、とくに、除名のごとき、議員としての權利・利益の剝奪行爲にたいし、裁判所において争うべき相手方がなくなる結果をまねく。したがつて、本件はじめ、多くの判例ならびに學説のかかる見解を支持する。

第二、地方議會のゆうする懲罰權の本質にかんする問題。懲罰(懲戒罰)は、いわゆる特別權力關係において、その特別權力の發動として、その秩序を維持するために、その秩序を紊亂した者に科せられる制裁である(田中二郎・行政法總論・四一頁)。而して、

如何なる行爲にたいし、如何なる制裁を科するかが法定されている(國會法二二一條以下・地方自治法一三四條以下)・國家公務員法八二條以下・地方公務員法二九條等)。地方議會の議員にたいする懲罰につき、地方自治法は、その第一三四條に懲罰理由を法定する。

もち論、かかる條項は、地方議會設置の目的に照らし解釋せらるべきこと、いうまでもない。したがつて、懲罰は、議員にたいし、議員たるにふさわしくない非行、すなわち、議場の秩序をみだし、議會・議員を侮辱し、議員たるの品位を汚す等の行爲にたいし科せられる。そして、かかる行爲は議會内におけるを原則とするも、議會外の行爲についても、例外的に懲罰對象となりうることを、判決に認められるごとくである。ただし、議員の行爲であつても、純然たる私人の資格においてなされているかぎり、特別權力關係における秩序をみだしたといいがたく、したがつて、懲罰の對象となりえない。したがつて、この點についても、判決の見解を支持する。

第三、一事不再理の原則適用について。懲罰も、既述のごとく、一種の制裁たる以上、一事不再理の原則を原則的に適用することにつき、異論はない。しかし、議員懲罰は、刑事罰や一般の公務員にたいする懲罰と、制裁を科する方法が若干異なる。議決による懲罰とは、たとえば、某を除名處分にふす、のごとき議案につき、諾否をもとめることである。したがつて、出席停止處分あるいは陳謝のご

とき懲罰なれば、過半数の賛成をうるも、懲罰が重きゆえ否決される場合を豫想しうる。しかるとき、陳謝議決等を再びなしえず、懲罰理由なしとの結論を生ずることく、一事不再理の原則を解するならば、議員懲罰に本原則を全面的に適用しうるや否や疑問をもつ。

第四、會期不繼續の原則につき。會期の不繼續とは、地方自治法第一一九條がしめすごとく、審議未了議案を次の會期において繼續審議しえないことをいう。換言すれば一度審議すれば、以後の會期において、同一案件を審議しえないとの意でない。しかし、この場合、當該案件は、つねに會期ごとにあつた案件とし審議される。

したがつて、過去の會期における非行にたいし、現在の會期において懲罰にふさんとするは、懲罰が現在の會期中の秩序紊亂等を理由とする以上、審議しえぬ事項にぞくす。なお、現在の會期中生じた懲罰理由につき、過去の懲罰を参考とし、重き懲罰を選択することは、別問題である。つきに、國會法第二二一條の二は、今會期に生じた非行につき、次の會期で懲罰を科しうる場合を規定す。この規定は、もち論、きわめて例外的場合である。そして、この規定を地方議會の場合、ただちに類推しうるか、疑問なきわけでないが、右の例外以外の場合、次會期で懲罰を科しえないことは明かである。

第五、議長不信任議決の法的効果の問題。地方自治法第一〇五條は、議長の任期を議員の任期による、と定め、同一〇八條は、議長

の辭職を規定する。而して、これ以外に、議長の職をしりぞく場合（議員たるの地位を保有し乍ら）の規定を缺く。これは、議長自らその職を辭せざるかぎり、法一〇三條に示された期間中その地位にとどまりうるをしめす。すなわち、不信任議決は、道義的・政治的責任をとるべき効果の生ずることがあつても、何等法的効果をともなわない。したがつて、不信任議決にもとずき辭職が法的に強要されず、また、辭職せずとも法的責任もなければ懲罰理由もない。さらに、議會の不信任議決により、議長は職を失う旨會議規則に規定すれば、違法の會議規則であるとさえいわれている（長野士郎・逐條地方自治法改訂新版・二七四頁）。

## 〔民法 一一〕 同時履行の關係にある債權の消滅時効と

### 所有權に基く返還請求權

昭和三年五月二十六日大阪高等裁判所判決  
 昭和三〇年（ネ）第一三四〇號・第一四四九號土地建  
 物請求本訴、所有權移轉登記手續、請求反訴控訴事件  
 判例時報一五九號五二頁

第六、懲罰にたいする司法審査。特別權力關係における懲罰は、懲罰の理由があり、かつ、法定された懲罰であるかぎり、如何なる懲罰を選択するかにつき、司法審査のおよびえぬを原則とする。ただし、懲罰理由なき懲罰、および、懲罰の選擇が著しく衡平を缺くときはこのかぎりでない。本件についてみると、裁判所の認定したところによると、被告市議會のしめす懲罰理由は、その(一)ないし(三)において會期不繼續、一事不再理の原則にかかわりなく、懲罰理由となしえず、その(四)もまた、一事不再理の原則により理由たりえない。要するに、懲罰理由なき懲罰に該當する。しかるとき、裁判所は懲罰處分を違法として取消しうる。

（金子 芳雄）

【判示事項】 代金債務も土地建物引渡債務も時効消滅した場合に、買主の所有權に基く引渡請求權は時効によつて消滅しない。

【参照條文】 民法一六七條、五三三條。

【事實】 控訴人（被告）Xの先代訴外Zは銀行に對する債務の辨濟その他の目的で、親族たる被控訴人（原告）Yに金借を申入れ、その擔保としてZが所有してその家族とともに居住している土地家